

第3日(12月5日)

1 杉田源太郎 議員

答弁を求めるもの 担当部長

1 議第63号 焼津市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

(1) 第3条 個人情報取扱事務について

法改正の大きな目的の1つは「データの利活用」促進です。事業者にとって個人データの利用・活用は、ビジネス上のメリットが大きくなることで、事業者目線でデータの利活用を促進する規定も設けられている。

ア 市で作成される個人情報に「個人情報の保護に関する法律」第2条で規定されている「個人識別符号」(2項)、「仮名加工情報」(5項)はあるか。

イ 上記情報があったとするとそれらが利用されたことはあるか

(2) 第4条、第5条 開示について

ア 市は匿名化条項(匿名加工情報は仮名加工情報とは違い個人情報を加工しその情報を復元できないようにした情報)を定めているか

イ 匿名加工した個人情報の利活用案の募集「オープンデータ化」は考えられているのか

ウ 市の条例による個人情報のオンライン結合(情報連携)は考えられているのか

2 議第71号 焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

窓口と多機能端末機等による交付について

ア 戸籍謄抄本、住民票、戸籍附票、印鑑登録証明書、所得証明書、住民税課税証明書の今年度の交付実績(多機能端末機等と窓口)は各何件か

イ 今年度になってからマイナンバーカード発行枚数は

ウ コンビニ等事業者への手数料単価は変わらないということでもいいか

エ 今後、各交付による予想収入減はどれほどか

オ 手数料の引き下げにより、らくらく窓口証明書交付サービスの利用者の増が見込まれるが、操作説明のための専任の担当者は配置されるのか

2 深田ゆり子 議員

答弁を求めるもの 担当部長

議第72号焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 令和5年4月1日施行、第2条2及び同条3

ア 基礎課税額の限度額を63万円から65万円とする理由及び現行の限度超過世帯数と改正後の限度超過世帯数

イ 後期高齢者支援金等課税額の限度額を19万円から20万円とする理由及び現行の限度超過世帯数と改正後の限度超過世帯数

ウ 第2条2、3の通り引き上げた場合、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介

護納付金分を合わせた国民健康保険税限度額の合計はいくらになるのか。また調定額ではいくら増えるのか

(2) 資産割廃止等の検討

第3条で基礎課税額の所得割額を100分の5.50から100分の6.55へと、1.05引き上げ、第8条で介護納付金の所得割額を100分の1.48から100分の1.66と、0.18引き上げ、附則18で所得割額（基礎課税額及び介護納付金）の算定の特例を設け段階的に引き上げ、附則19で資産割額（基礎課税額及び介護納付金）の特例を設け、段階的に割合を削減し、令和8年4月1日から完全に資産割を廃止するとしています。

ア 資産割廃止の税率改正案の検討過程及び県の標準保険料率を参考にしたか伺う

イ 令和4年度第1回及び第2回焼津市国民健康保険運営協議会における資産割廃止の税率改正案に対する委員の意見はどうだったか

ウ 基礎課税額の均等割は家族1人ひとりに28,100円かかるが、今回の税率改正において検討はされたか。

(3) 段階的な資産割廃止の税率改正で基金を活用した1世帯当たりの影響

例えば、1世帯当たりの資産割がある世帯と資産割がない世帯について、現行と令和9年度の年税額をそれぞれ伺う

(4) 現行と令和5年度を比較した場合の税率改正に伴う世帯への影響

ア 令和5年度の「所得割ありうち資産割ありの世帯」と「所得割ありうち資産割無しの世帯」及び、「所得なしうち資産ありの世帯」と「所得なしうち資産なしの世帯」別に以下伺う。

(ア) 値上げ世帯数、その割合

(イ) 変更なし世帯数、その割合

(ウ) 値下げ世帯数、その割合

(エ) 総額（国保税）の見込額

イ 値上げ世帯のうち低所得世帯所得200万円以下は何世帯、何割か

ウ 令和4年9月末現在の0歳から就学前及び小学生から高校生までの人数を伺う

(5) 基金の活用

ア 税率改正の影響を抑えるための基金の活用額は、令和5年度から令和8年度までそれぞれの活用額と総額を伺う

イ 基金の活用額はどのように検討されたか

ウ 令和4年11月補正後の基金残高の見込み額を伺う

(6) 他市町との比較

ア 既に資産割額を廃止し3方式にしている県内の自治対数を伺う

イ 県内35市町では本市の保険税（一世帯当たり・一人当たり）の順位はどのくらいになるか

ウ 近隣市町の基金残高の状況はどうか

3 秋山博子 議員

答弁を求めるもの 担当部長

1 議第67号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」

(1) 影響額について

条例制定による、それぞれの影響額はいくらか伺う

(2) 焼津市議員報酬等審議会条例について

焼津市議員報酬等審議会条例では第2条で「議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」とある。改正にあたり、審議会の意見を聴いたのか伺う

2 議第68号「焼津市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

(1) 影響額について

条例制定による、市長、副市長、教育長、それぞれの影響額はいくらか伺う

(2) 焼津市議員報酬等審議会条例について

焼津市議員報酬等審議会条例では第2条で「議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」とある。改正にあたり、審議会の意見を聴いたのか伺う

3 議第73号「焼津市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

影響額について

条例制定による影響額はいくらか伺う

4 議第71号「焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

(1) 条例制定の背景について

条例制定の背景として、マイナンバーカード普及の進捗状況と分析を伺う

(2) 効果予測について

今回の手数料引き下げによるコンビニ交付サービスなど多機能端末機等の利用者の増はどのように見込んでいるか伺う

(3) 影響額について

今年度及び次年度、手数料引き下げの影響額の予測はいくらか伺う